

各 位

神戸市港湾局
神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止等重点措置区域指定に伴う感染防止対策の徹底について（お願い）

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

兵庫県においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されました。

本市においては、新規感染者数が増加傾向となっており、夏休みによる人出の増加や、デルタ株をはじめとした変異株による感染が増加していることなど、第5波の感染急拡大が懸念され、今後も予断を許さない状況にあります。

引き続き、感染拡大を防止するためにも、以下の感染防止対策の徹底をお願いします。

記

【感染防止対策】

1. 不要不急の感染拡大地域への移動は控えるようお願いします。
2. 国及び県の方針に基づき、引き続き、在宅勤務（テレワーク）活用や、出勤者数削減の徹底を継続するよう、ご協力をお願いします。
3. 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧】リンク先（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

4. 「マスク」と「距離」の徹底をお願いします。
 - ①マスクを外して会話をしない。
 - ②食事などで会話するときは、
 - ・ 1m以上距離をとる。
 - ・ 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・ 大声を出さない。